

財産形成預金共通規定

この財産形成預金共通規定は、財産形成期日指定定期預金規定、財産形成年金預金規定、財産形成住宅預金規定に共通して適用されます。

1. (反社会的勢力との取引拒絶)

- (1) 財産形成期日指定定期預金、財産形成年金預金および財産形成住宅預金（以下「この預金」といいます。）は、預金口座の名義人が本条第2項各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ本条第2項各号の一にでも該当する場合には、当組合はこの預金口座の開設をお断りするものとします。
- (2) 次の各号の一にでも該当し、預金者と取引を継続することが不適切である場合には、当組合はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。
 - ① 預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合。
 - ② 預金者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合
 - A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
 - ③ 預金者が、自らまたは第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為をした場合
 - A. 暴力的な要求行為
 - B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当組合の信用を毀損し、または当組合の業務を妨害する行為
 - E. その他前各号に準ずる行為

2. (届出事項の変更、「契約の証」の再発行等)

- (1) 「契約の証」や印章を失ったとき、または、印章、氏名、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当組合所定の方法により届出ください。この届出の前に生じた損害については、当組合に過失がある場合を除き、当組合は責任を負いません。
- (2) 「契約の証」または印章を失った場合のこの預金の払戻し、解約または「契約の証」の再発行は、当組合所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。
- (3) 預金口座開設の際には、当組合は、法令で定める本人確認等の確認を行います。この確認事項に変更があったときは、直ちに当組合所定の方法により届出てください。
- (4) 「契約の証」を再発行する場合には、当組合所定の手数料をいただきます。

3. (成年後見人等の届出)

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときは、直ちに成年後見人の氏名その他の必要な事項を書面によって当店に届出てください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされたときは、直ちに任意後見人の氏名その他の必要な事項を書面によって当店に届出てください。
- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任が

されている場合にも、前2項と同様に当店に届出てください。

(4) 前3項の届出事項に取消または変更等が生じたときも同様に当店に届出てください。

(5) 前4項の届出前に生じた損害については、当組合は責任を負いません。

4. (印鑑照合等)

払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影（または署名）を届出の印鑑（または署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうへは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当組合は責任を負いません。なお、預金者は、盗取された「契約の証」を用いて行われた不正な払戻しの額に相当する金額について、盗難通帳等による預金等の不正な払戻し被害の補てん等に関する特約により補てんを請求することができます。

5. (譲渡、質入れ等の禁止)

(1) この預金、預金契約上の地位、その他この取引にかかる一切の権利および「契約の証」は、譲渡、質入れその他第三者の権利を設定することはできません。

(2) 当組合がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当組合所定の書式により行います。

6. (保険事故発生時における預金者からの相殺)

(1) この預金は、満期日が未到来であっても、当組合に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当組合に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当組合に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当組合に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。

(2) 前項により相殺する場合の手続きについては、次によるものとします。

① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充當の順序方法を指定のうへ、当組合所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して「契約の証」とともに、直ちに当組合に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務が預金者自身の債務である場合にはその債務から、また、当該債務が第三者の当組合に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。

② 前号の充當の指定のない場合には、当組合の指定する順序方法により充當いたします。

③ 第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当組合は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。

(3) 第1項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。

① この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当組合に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。

② 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当組合に到達した日までとして、利率、料率は当組合の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当組合の定めによるものとします。

(4) 第1項により相殺する場合の外国為替相場については当組合の計算実行時の相場を適用するものとします。

(5) 第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当組合の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

7. (規定の変更等)

この預金規定の各条項は、法令の変更、金融情勢の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示その他相当の方法で公表することにより、これを変更できるものとします。なお、変更日以降は、変更後の内容に従っていただくものとします。

財産形成期日指定定期預金規定

1. (預入れの方法等)

- (1) 財産形成期日指定定期預金（以下「この預金」といいます。）は、年1回以上定期に事業主が預金者の給与から天引きして預入れるものとします。
- (2) この預金には、勤労者財産形成給付金および勤労者財産形成基金給付金を給付金支払い期間または事業主を通じて預入れできるものとします。
- (3) この預金の預入れは1口1, 000円以上とします。
- (4) この預金については、通帳の発行にかえ、財産形成期日指定定期預金ご契約の証（以下「契約の証」といいます。）を発行し、預入れの残高を6ヶ月に1回以上書面により通知します。

2. (預金の種類、期間等)

この預金は、預入日の1年後の応当日を据置期間満了日、3年後の応当日を最長預入期限とする1口ごとの期日指定定期預金としてお預りします。

3. (自動継続等)

- (1) この預金は、最長預入期限にその元利金の合計額および最長預入期限に新たな預入れがある場合はこれを合算した金額をもって、前回と同じ期日指定定期預金に自動的に継続します。
- (2) 継続された預金についても前項と同様とします。
- (3) 継続を停止するときは、最長預入期限（継続をしたときはその最長預入期限）までにその旨を申出てください。

4. (預金の支払時期等)

- (1) この預金は、継続停止の申出があった場合に、次に定める満期日以後に支払います。
- (2) 満期日は、据置期間満了日から最長預入期限までの間の任意の日を指定することにより定めることができます。満期日を指定する場合は、口座開設店（以下「当店」といいます。）に対し1か月前までに通知を必要とします。なお、この預金の一部について満期日を定める場合には、1万円以上の金額で指定ください。
- (3) 満期日は前項に準じて、この口座の預金残高の全部または一部に相当する金額について指定することができます。
- (4) 第2項または第3項による満期日の指定がない場合は、最長預入期限を満期日とします。
- (5) 第2項または第3項により定められた満期日から1ヶ月を経過するか、またはその間に最長預入期限が到来したときは、同項による満期日の指定はなかったものとし、引続き最長預入期限に自動継続として取扱います。

5. (利息)

- (1) この預金の利息は、預入日から満期日（継続するときは最長預入期限日）の前日まで日数および預入日現在（継続した場合はその継続日）における次の預入期間に応じた利率を用いて、1年複利の方法で計算します。
 - ① 1年以上2年未満 当組合所定の「2年未満」の利率
 - ② 2年以上 当組合所定の「2年以上」の利率（以下「2年以上利率」といいます。）
- (2) 継続された預金の利息についても前項と同様の方法で計算します。ただし、新利率については、金融情勢の変化により変更することがあります。この場合、新利率は、変更日以後に預入れまたは継続される預金から適用します。
- (3) この預金について満期日を指定した場合の第1項の利息（継続を停止した場合の利息を含みます。）満期日以後にこの預金とともに支払います。
- (4) この預金の満期日以後の利息は満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。
- (5) 当組合がやむを得ないものと認めて満期日前に解約する場合、その利息は、預入金額ご

とに預入日（継続をしたときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第3位以下は切捨てます。）によって1年複利の方法により計算し、この預金とともに支払いします。

- | | |
|---------------|----------------|
| ① 6ヶ月未満 | 解約日における普通預金の利率 |
| ② 6ヶ月以上1年未満 | 2年以上利率×40% |
| ③ 1年以上1年6ヶ月未満 | 2年以上利率×50% |
| ④ 1年6ヶ月以上2年未満 | 2年以上利率×60% |
| ⑤ 2年以上2年6ヶ月未満 | 2年以上利率×70% |
| ⑥ 2年6ヶ月以上3年未満 | 2年以上利率×90% |

(6) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日の日割で計算します。

6. (取引の制限等)

- (1) 当組合は、預金者の情報および具体的な取引の内容を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。この場合において、預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、預入れ、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (2) 前項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当組合がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合、または法令や公序良俗に反する行為に利用されるおそれがあると認められる場合には預入れ、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (3) 日本国籍を保有せずに本邦に居住している預金者は、当組合の求めに応じ適法な在留資格・在留期間を当組合所定の方法により届け出るものとします。当該預金者が当組合に届け出た在留期間が経過した場合、預入れ、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (4) 3年以上利用のない預金口座は、預入れ、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (5) 第1項から第4項に定めるいずれの取引等の制限についても、預金者から合理的な説明がなされたこと等により、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが解消されたと認められる場合、当組合は速やかに前4項の取引等の制限を解除します。

7. (預金の解約、書替継続等)

- (1) この預金を解約または書替継続する場合には、当組合所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して「契約の証」とともに当店に提出してください。
- (2) この預金は、解約する預金を指定せずに、預金残高の合計額の一部に相当する金額を1万円以上の金額で払戻請求することができます。この場合、1口ごとの元金累計額が払戻請求書記載の金額に達するまで預入日から解約日までの日数が多いものからこの預金を順次解約します。また、解約日においてすでに満期日が到来している預金がある場合は、その預金を優先して解約します。
- (3) 次の各号の一にでも該当した場合には、当組合はこの預金取引を停止し、または預金契約者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当組合が解約の通知が届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。
 - ① この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合
 - ② この預金の預金契約者が財産形成預金共通規定第5条第1項に違反した場合
 - ③ この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合
 - ④ 当組合が法令で定める本人確認等の確認を行うにあたって、預金契約者について確認した事項に関し、虚偽が明らかになった場合
 - ⑤ この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合
 - ⑥ 第3条第1項から第4項に定める取引の制限に係る事象が1年以上にわたって解消さ

れない場合

- (4) 前項または財産形成預金共通規定第1条第2項により、この預金口座が解約され残高がある場合、またはこの預金取引が停止されその解除を求める場合には、「契約の証」を持参のうえ、当店に申出てください。この場合、当組合は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。
- (5) 第1項、第2項の解約の手続きに加え、当該預金の解約の手続きを行うことについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手続きを求めることがあります。この場合、当組合が必要と認めるときは、この確認ができるまでは解約の手続きを行いません。

この預金には、本規定のほか「財産形成預金共通規定」が適用されるものとします。

以上

財産形成年金預金規定

1. (預入れの方法等)

- (1) 財産形成年金預金（以下「この預金」といいます。）この預金は、勤労者財産形成年金貯蓄非課税制度の適用をうけ、5年以上の期間にわたって、最終預入日まで年1回以上の時期に事業主が預金者の給与から天引きして預入れるものとします。
- (2) この預金には、最終預入日までに支払われる勤労者財産形成給付金および勤労者財産形成基金給付金を給付金支払機関、または事業主を通じて預入れできるものとします。
- (3) この預金の預入れは1口1、000円以上とします。
- (4) この預金については、通帳の発行にかえ、財産形成年金預金ご契約の証（以下「契約の証」といいます。）を発行し、預入れの残高を6ヶ月に1回以上書面により通知します。

2. (預金の種類、とりまとめ継続方法)

- (1) 支払開始日は、最終預入日の6ヶ月後の応当日から5年後の応当日の任意の日とし、支払開始日の3ヶ月前の応当日を「年金元金計算日」とします。また、年金元金計算日前1年ごとの年金元金計算日の応当日を「特定日」とします。
- (2) 第1条による預金は、1口の期日指定定期預金としてお預りします。ただし、預入日から年金元金計算日までの期間が1年未満のときは、1口ごとに年金元金計算日を満期とする自由金利型定期預金（M型）としてお預りします。
- (3) 特定日において、預入日（継続をしたときはその継続日）からの期間が2年を超える期日指定定期預金（本条第3項により継続した期日指定定期預金を含みます。）は満期日が到来したものとし、その元利金の合計額をまとめ、1口の期日指定定期預金に自動継続します。
- (4) この期日指定定期預金は、この規定の定めによる以外には満期日を指定することはできません。

3. (分割、支払方法)

- (1) この預金は、年金元金計算日に次により分割し、支払開始日以降5年以上20年以内の期間にわたって年金として支払います。この場合、すべての期日指定定期預金は年金元金計算日に満期日が到来したものとし、その元利金と自由金利型定期預金（M型）の元利金との合計額を「年金計算基本額」とします。
 - ① 年金計算基本額をあらかじめ指定された支払回数で除した金額（ただし100円単位とします。）を元金として、年金元金計算日から3ヶ月ごとの応当日を満期日とする12口の期日指定定期預金または自由金利型定期預金（M型）（以下これらを「定期預金（満期支払口）」といいます。）を作成します。ただし、自由金利型定期預金（M型）の預入期間は1年未満とします。
 - ② 年金計算基本額から前号により作成された定期預金（満期支払口）の元金の合計額を差引いた金額を元金として、1口の期日指定定期預金（以下これらを「定期預金（継続口）」といいます。）を作成します。
 - ③ 定期預金（満期支払口）は、各々その満期日に、元利金をあらかじめ指定された預金口座に入金します。
- (2) 定期預金（継続口）は、満期日に本条第1項に準じて取扱い、以後同様とします。この場合、本条第1項に「年金計算基本額」とあるのは「定期預金（継続日）の元利金」と、「あらかじめ指定された支払回数」とあるのは「あらかじめしていされた支払回数のうち定期預金（継続口）の満期日における残余の支払回数」と読み替えるものとします。ただし、残余の回数が12回以下になる場合には、当該定期預金（継続口）の元利金から定期預金（満期支払口）の元金の合計額を差引いた金額は、預入期間が最も長い定期預金（満期支払口）に加算します。
- (3) この期日指定定期預金は、この規定の定めによる以外には満期日を指定することはできません。

4. (利息)

- (1) この預金の利息は、次のとおり計算します。
 - ① 預入金額ごとの預金が期日指定定期預金の場合

預入金額ごとにその預入日（継続をしたときはその継続日）から満期日の前日までの日数（以下「約定日数」といいます。）について、預入日（継続をしたときはその継続日）現在における次の預入期間に応じた利率によって1年複利の方法により計算します。

- A 1年以上2年未満 当組合所定の「2年未満」の利率
- B 2年以上 当組合所定の「2年以上」の利率（以下「2年以上利率」といいます。）

② 預入金額ごとの預金が自由金利型定期預金（M型）の場合

預入金額ごとにその約定日数について、預入日における当組合所定の利率によって計算します。

③ 本条第1項および第2項の利率は、当組合所定の日それぞれ変更します。この場合、新利率は、変更日以後に預入れられる全額についてその預入日（すでに預けられている金額については、変更日以後最初に継続される日）から適用します。

(2) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

(3) 当組合がやむをえないものと認めて満期日前にこの預金を解約する場合、その利息は次のとおり計算し、この預金とともに支払います。

① 預入金額ごとの預金が期日指定定期預金の場合

預入金額ごとに預入日（継続をしたときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第3位以下は切捨てます。）によって1年複利の方法により計算します。

- A 6ヶ月未満 解約日における普通預金の利率
- B 6ヶ月以上1年未満 2年以上利率×40%
- C 1年以上1年6ヶ月未満 2年以上利率×50%
- D 1年6ヶ月以上2年未満 2年以上利率×60%
- E 2年以上2年6ヶ月未満 2年以上利率×70%
- F 2年6ヶ月以上3年未満 2年以上利率×90%

② 預入金額ごとの預金が自由金利型定期預金（M型）の場合

預入金額ごとに預入日から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第3位以下は切捨てます。）によって計算します。

- A 6ヶ月未満 解約日における普通預金の利率
- B 6ヶ月以上1年未満 預入日から解約日まで、自由金利型定期預金（M型）に預入した場合に適用する預入日における当組合所定の利率×70%

(4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日の日割で計算します。

5.（取引の制限等）

(1) 当組合は、預金者の情報および具体的な取引の内容を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。この場合において、預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、預入れ、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。

(2) 前項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当組合がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合、または法令や公序良俗に反する行為に利用されるおそれがあると認められる場合には預入れ、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。

(3) 日本国籍を保有せずに本邦に居住している預金者は、当組合の求めに応じ適法な在留資格・在留期間を当組合所定の方法により届け出るものとし、当該預金者が当組合に届け出た在留期間が経過した場合、預入れ、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。

(4) 3年以上利用のない預金口座は、預入れ、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。

(5) 第1項から第4項に定めるいずれの取引等の制限についても、預金者から合理的な説明がなされたこと等により、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係

法令等への抵触のおそれが解消されたと認められる場合、当組合は速やかに前4項の取引等の制限を解除します。

6. (預金の解約)

- (1) やむをえない事由により、この預金を第3条による支払方法によらずに解約する場合は、この預金のすべてを解約することとし、当組合所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して「契約の証」とともに当店に提出してください。
この場合、期日指定定期預金は満期日を指定することはできません。
- (2) 次の各号の一にでも該当した場合には、当組合はこの預金取引を停止し、または預金契約者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当組合が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。
 - ① この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合
 - ② この預金の預金契約者が財産形成預金共通規定第5条第1項に違反した場合
 - ③ この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合
 - ④ 当組合が法令で定める本人確認等の確認を行うにあたって、預金契約者について確認した事項に関し、虚偽が明らかになった場合
 - ⑤ この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合
 - ⑥ 第3条第1項から第4項に定める取引の制限に係る事象が1年以上にわたって解消されない場合
- (3) 前項または財産形成預金共通規定第1条第2項により、この預金口座が解約され残高がある場合、またはこの預金取引が停止されその解除を求める場合には、「契約の証」を持参のうえ、当店に申出てください。この場合、当組合は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。
- (4) 第1項、第2項の解約の手續きに加え、当該預金の解約の手續きを行うことについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手續きを求めることがあります。この場合、当組合が必要と認めるときは、この確認ができるまでは解約の手續きを行いません。

7. (退職時等の支払)

最終預入日までに退職等の事由により勤労者でなくなったときは、この預金は、第2条および第3条にかかわらず次により取扱い、退職等の事由の生じた日の1年後の応当日の前日以後に支払います。この場合、第6条と同様の手續きをとってください。

- ① 期日指定定期預金は、退職等の事由が生じた日の1年後の応当日の前日を満期日とします。
- ② 退職等の事由が生じた日以後、1年以内に満期日の到来する期日指定定期預金は、その継続を停止します。

8. (据置期間中の金利上昇による非課税限度額超過の場合の取扱い)

この預金の最終預入日以後に財形法施行規則第1条の4の2の規定に基づき計算した年金計算基本予定額が非課税限度額以内であるにもかかわらず、据置期間中の金利の上昇によってこの預金の元利金が非課税限度額を超過する場合には、その元加にかかる利子額全額をあらかじめ指定された預金口座に入金します。

9. (最終預入日の変更)

最終預入日または支払開始日、もしくは支払回数を変更するときは、最終預入日までに、当組合所定の書面によって当店に申出てください。ただし、支払開始日を繰上げる場合は変更後支払開始日の1年3ヶ月前応当日までかつ最終預入日までに、繰下げる場合は変更前支払開始日の1年3ヶ月前応当日までかつ最終預入日までに申出てください。

10. (支払開始日以後の支払回数の変更)

支払開始日以後に、財形法施行令第13条の4第3項等の規定等に基づき年金支払額を増額するために支払回数を変更するときは、変更後の支払日の3ヶ月前の応当日の前日までに、当組合所定の書面により当店に申出てください。ただし、この支払回数の変更は1回に限ります。また、変更により総支払回数が21回未満となる場合には、変更することはできません。

11.（「契約の証」の有効期限）

この規定によりお預りした預金の支払いが完了した場合は、「契約の証」は無効となりますので直ちに当店に返却してください。

この預金には、本規定のほか「財産形成預金共通規定」が適用されるものとします。

以上

財産形成住宅預金規定

1. (預入れの方法等)

- (1) 財産形成住宅預金（以下「この預金」といいます。）は、勤労者財産形成住宅貯蓄非課税制度の適用をうけ、5年以上の期間にわたって、最終預入日まで年1回以上の時期に事業主が預金者の給与から天引きして預入れるものとします。
- (2) この預金には、最終預入日までに支払われる勤労者財産形成給付金および勤労者財産形成基金給付金を給付金支払機関、または事業主を通じて預入れできるものとします。
- (3) この預金の預入れは1口1、000円以上とします。
- (4) この預金については、通帳の発行にかえ、財産形成住宅預金ご契約の証（以下「契約の証」といいます。）を発行し、預入れの残高を6ヶ月に1回以上書面により通知します。

2. (預金の種類、自動継続)

- (1) 第1条による預金は、預入日の1年後の応当日を据置期間満了日、3年後の応当日を最長預入期限とする1口の期日指定定期預金としてお預りします。
- (2) この預金は、(本項により継続した期日指定定期預金を含みます。)は、最長預入期限にその元利金の合計額をもって、前回と同じ期日指定定期預金に自動的に継続します。
- (3) 本条第2項の継続にあたり、最長預入期限を同一日とする複数の預金がある場合は、それぞれの預金の元利金をまとめて1口の期日指定定期預金に自動的に継続します。

3. (預金の支払方法)

- (1) この預金の元利金全部の支払いは、法令で定める持家としての住宅取得または増改築およびマンション等の修繕・模様替（以下「住宅の取得等」といいます。）のための対価に充てるときに支払います。
- (2) 本条第1項による払出しをする場合には、住宅取得等をした日から1年以内に当組合所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して「契約の証」および法令の定める書類とともに当店に提出してください。
- (3) この預金の一部を、住宅の取得等をするための頭金に充てるときは、残高の90%または住宅取得等に要した額のいずれか低い額を限度として1回に限り支払います。
- (4) 本条第3項による払出しをする場合には、当組合所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して「契約の証」および法令の定める書類とともに当店に提出してください。また、この場合には、一部払出し後2年以内かつ住宅取得日から1年以内に、残額の払出しをするものとします。

4. (利息)

- (1) この預金の利息は、預入日から満期日（継続するときは最長預入期限日）の前日まで日数および預入日現在（継続した場合はその継続日）における次の預入期間に応じた利率を用いて、1年複利の方法で計算します。
 - ① 1年以上2年未満 当組合所定の「2年未満」の利率
 - ② 2年以上 当組合所定の「2年以上」の利率（以下「2年以上利率」といいます。）
- (2) 継続された預金の利息についても前項と同様の方法で計算します。ただし、新利率については、金融情勢の変化により変更することがあります。この場合、新利率は、変更日以後に預入れまたは継続される預金から適用します。
- (3) この預金について満期日を指定した場合の第1項の利息（継続を停止した場合の利息を含みます。）満期日以後にこの預金とともに支払います。
- (4) この預金の満期日以後の利息は満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。
- (5) 当組合がやむを得ないものと認めて満期日前に解約する場合、その利息は、預入金額ごとに預入日（継続をしたときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第3位以下は切捨てます。）によって1年複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。

- | | |
|---------------|----------------|
| ① 6ヶ月未満 | 解約日における普通預金の利率 |
| ② 6ヶ月以上1年未満 | 2年以上利率×40% |
| ③ 1年以上1年6ヶ月未満 | 2年以上利率×50% |
| ④ 1年6ヶ月以上2年未満 | 2年以上利率×60% |
| ⑤ 2年以上2年6ヶ月未満 | 2年以上利率×70% |
| ⑥ 2年6ヶ月以上3年未満 | 2年以上利率×90% |

(6) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日の日割で計算します。

5. (取引の制限等)

- (1) 当組合は、預金者の情報および具体的な取引の内容を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。この場合において、預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、預入れ、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (2) 前項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当組合がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合、または法令や公序良俗に反する行為に利用されるおそれがあると認められる場合には預入れ、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (3) 日本国籍を保有せずに本邦に居住している預金者は、当組合の求めに応じ適法な在留資格・在留期間を当組合所定の方法により届け出るものとします。当該預金者が当組合に届け出た在留期間が経過した場合、預入れ、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (4) 3年以上利用のない預金口座は、預入れ、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (5) 第1項から第4項に定めるいずれの取引等の制限についても、預金者から合理的な説明がなされたこと等により、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが解消されたと認められる場合、当組合は速やかに前4項の取引等の制限を解除します。

6. (預金の解約)

- (1) やむをえない事由により、この預金を第3条による支払方法によらずに解約する場合は、この預金のすべてを解約することとし、当組合所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して「契約の証」とともに当店に提出してください。
この場合、期日指定定期預金は満期日を指定することはできません。
- (2) 次の各号の一にでも該当した場合には、当組合はこの預金取引を停止し、または預金契約者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当組合が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。
 - ① この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合
 - ② この預金の預金契約者が財産形成預金共通規定第5条第1項に違反した場合
 - ③ この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合
 - ④ 当組合が法令で定める本人確認等の確認を行うにあたって、預金契約者について確認した事項に関し、虚偽が明らかになった場合
 - ⑤ この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合
 - ⑥ 第3条第1項から第4項に定める取引の制限に係る事象が1年以上にわたって解消されない場合
- (3) 前項または財産形成預金共通規定第1条第2項により、この預金口座が解約され残高がある場合、またはこの預金取引が停止されその解除を求める場合には、「契約の証」を持参のうえ、当店に申出てください。この場合、当組合は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。
- (4) 第1項、第2項の解約の手続きに加え、当該預金の解約の手続きを行うことについて正

当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手続きを求めることがあります。この場合、当組合が必要と認めるときは、この確認ができるまでは解約の手続きを行いません。

7. (税額の追徴)

この預金の利息について、次の各号に該当したときは、非課税の適用が受けられなくなるとともに、すでに非課税で支払済の利息についても5年間（預入開始日から5年未満の場合は預入開始日まで）にわたり遡って20.315%（国税15.315%、地方税5%）の税率により計算した税額を徴求します。

- ① 第3条によらない払出しがあった場合
- ② 第3条による一部払出後2年以内に残額を払出さなかった場合
- ③ 第3条による一部払出後2年以内に住宅取得日から1年を経過して残額の払出しがあった場合。ただし、預金者の死亡、重度障害による払出しの場合は除きます。

8. (差引計算等)

(1) 6条第2号の事由が生じた場合には、当組合は事前の通知および所定の手続きを省略し、次により税額を徴求できるものとします。

- ① 第6条第2号の事由が生じた日に、預金を解約のうえ、その元利金から税額を追徴します。
- ② この預金の解約元利金が追徴税額に満たないときは、ただちに当店に支払ってください。

(2) 前項により解約する定期預金の利率はその約定利率とします。

9. (退職時等の取扱)

転職、退職、出向等により財形住宅貯蓄契約に基づく、この預金ができなくなった場合には、当該事実の生じた日から6ヶ月以内に所定の手続きにより、新たな取扱金融機関において引続き預入することができます。

10. (非課税扱いの適用除外)

この預金の利息について、次の各号に該当したときは、その事実が生じた日以後支払われる利息については、非課税の適用は受けられません。

- ① 第1条第1項ならびに第2項による以外の預入れがあった場合
- ② 定期預金が2年以上されなかった場合
- ③ 非課税貯蓄申込書の預入限度額を超えて預入があった場合

11. (預入金額の変更)

預入金額の変更をするときは、当組合所定の書面によって当店に申出てください。

12. (「契約の証」の有効期限)

この規定によりお預りした預金の支払いが完了した場合は、「契約の証」は無効となりますので直ちに当店に返却してください。

この預金には、本規定のほか「財産形成預金共通規定」が適用されるものとします。

以上